

石川地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

石川労働局一般公示第 42 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、石川県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「石川地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 8 月 31 日

石川労働局長 常盤 剛史

記

石川地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、石川県の区域内において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、石川県の区域内において、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書によりそれぞれ推薦すること。

また、推薦に当たっては推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年9月18日

(3) 推薦書の提出先

石川労働局労働基準部賃金室（金沢市西念3丁目4番1号）